

## いじめの問題等への対応について (第一次提言概要)

### 1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。

- 道徳を新たな枠組みによって教科化し、指導内容を充実。
- 効果的な指導方法を明確化し、全ての教員が習得できるよう普及。道徳の教材として具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材等を重視。
- 家庭や地域で大人が率先垂範して一人の人間としての在るべき姿を示し、しつけるべきことをしつける。

### 2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定

- いじめに対峙していくための基本的な理念を明示し、いじめの予防・発見・対策をとる体制を整備するため、次のような内容を含む法律の制定が必要。
  - ・ いじめの定義を明らかにし、社会総がかりでいじめに対峙していく姿勢
  - ・ いじめを絶対に許さず、いじめられている子を全力で守る大人の責務
  - ・ いじめに向き合っていく体制（相談体制、関係機関との連携・協力）の構築
  - ・ いじめへの迅速かつ毅然とした対応（いじめの通報、被害者支援、加害者指導）

### 3. 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。

- 学校における相談体制の整備。実態把握のための定期的な調査の実施。
- 学校、家庭、地域、警察等関係機関との連携協力体制を整備することによるいじめ予防。
- いじめ問題への適切な対応に努める学校や教職員を適正に評価。いじめに適切に対処できるよう、教職員研修の充実。養成段階からの専門的・実践的スキルの育成。いじめの態様に応じた解決の成功例やノウハウの蓄積・共有。
- スクールカウンセラー等の配置促進。
- 子どもにきめ細かく対応するため、教職員配置を改善充実し、少人数指導・少人数学級の推進や生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など学校の取組を支援。
- コミュニティ・スクールの導入など、地域とともにある学校づくりの積極的推進。

**4. いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う。**

- いじめ発見者が学校等に通報。なお解決されない重大事案は第三者的組織が対応。
- いじめられている子への組織的・継続的ケア。いじめている子への段階的・継続的な指導。
- 深刻ないじめが続き、教育上必要があるときは懲戒を行う。いじめられている子を守るために必要なときは出席停止措置等の実施。その際の十分な指導体制の整備。
- 犯罪行為として取り扱われるべきものは警察と連携して迅速に対処。

**5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定**

- 懲戒として認められる対応と体罰の区別を明示。関係機関が率先して体罰根絶宣言を行うなど、体罰の禁止を徹底。
- 体罰の根絶を目指し、子どもの自発的行動を促す部活動指導ガイドラインを策定。
- 体罰の訴えや、教員や部活動指導者との関係の悩みなどの相談ができる体制整備。

いじめの問題等への対応について  
(第一次提言)

平成25年2月26日

教育再生実行会議

# いじめの問題等への対応について

## (第一次提言)

### はじめに

我が国は、19世紀半ば以降、驚異的な速さで近代化を実現し、飛躍的な発展を遂げました。教育の成功が、その大きな原動力となったことは言うまでもありません。

一方、先の安倍内閣において改正された教育基本法の理念が十分に実現しておらず、国の未来を担う子どもたちの中で陰湿ないじめが相次ぎ、世界に伍していきべき学力の低下などが危惧される中、教育の再生は我が国の最重要課題となっています。

教育再生実行会議では、始めに、いじめ問題等への対応について審議を行いました。いじめに起因して、子どもの心身の発達に重大な支障が生じる事案、さらには、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案まで生じており、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、一人でも多くの子どもを救うことが、教育再生に向けて避けて通れない緊急課題となっているからです。

こうした痛ましい事案を断じて繰り返すことなく、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を日本全体で共有し、子どもを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現するよう、以下のことを提言します。

教育再生実行会議は、先の教育再生会議の提言や実績を踏まえつつ、直面する具体的な課題について、集中的かつ迅速な審議をし、今後も、教育再生を実行するための提言を逐次行っていきます。提言を踏まえ、政府が一丸となり、社会総がかりで教育再生を実行していくことを望みます。

### 1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。

いじめの問題が深刻な事態にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出さなければなりません。

学校は、未熟な存在として生まれる人間が、師に学び、友と交わることを通じて、自ら正しく判断する能力を養い、命の尊さ、自己や他者の理解、規範意識、思いやり、自主性や責任感などの人間性を構築する場です。

しかしながら、現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や

教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にあります。

このため、道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化し、人間の強さ・弱さを見つめながら、理性によって自らをコントロールし、より良く生きるための基盤となる力を育てることが求められます。

また、家庭や地域を始め、社会の中で人が生きていく全ての過程が人間教育の場となります。社会全体でその意識を共有し、それぞれの立場から子どもの成長に関わり、支える必要があります。

○ 子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、国は、道徳教育を充実する。そのため、道徳の教材を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する。その際、現行の道徳教育の成果や課題を検証するとともに、諸外国における取組も参考にし、丁寧に議論を重ねていくことを期待する。

○ 国及び教育委員会は、心の豊かな成長を育み、子どもの良き行動を引き出す道徳教育が実践されるよう、全ての教員が習得できる心に届く指導方法を開発し、普及することや、道徳教育のリーダーシップを執れる教員を育成することなどを通じて、教員の指導力向上に取り組む。学校における道徳教育の教材として、具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材や、人間尊重の精神を培う題材などを重視する。

○ 学校においては、日常の生徒指導や、多様な体験活動などを含めて、全ての教育活動を通じた道徳教育を行う。また、食事等の日常生活の乱れが子どもの心の乱れにもつながっているとの指摘を重視し、食育等の視点も取り入れた指導を行う。さらに、各教科等に係る子どもの学習の状況や学校における指導の記録を継続的・系統的に蓄積するとともに、それを教員が共有し指導にいかす。

○ 学校は、保護者も巻き込みながら、子どもたちが社会の一員として守らなければならない決まりや行動の仕方を身に付け、時と場合に応じて責任ある行動や態度をとることができるよう、市民性を育む教育（シチズンシップ教育）の観点を踏まえた指導に取り組む。その際、発達段階に応じて、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、平穏な社会関係を形成するための方策や考え方を身に付ける教育（法教育）も重視する。

- 各学校で子どもたちがいじめについて自ら考え、話し合いに取り組み、児童会や生徒会等において、「いじめは絶対に許されない」などの宣言をし、活動していくことや、子どもたち自身が自分たちの間の問題を解決できる力を身に付け、行動していくことができるよう指導し、支援していく。また、リーダーシップを執れる子どもを育てる。
- 大人の振る舞いが子どもに直接的な影響を及ぼす。家庭や地域などにおいても、大人が率先垂範して一人の人間としての在るべき姿を示し、しつけるべきことをしつける。特に、家庭教育の役割の大きさについて、全ての大人が認識を深める。また、指導が子どもの心に届き、また子どもからの様々なサインに気付けるよう、清潔で整然とした環境づくりを行う。子どもの頃から地域の祭り、共同作業などの諸行事に参加することで、学校では経験できない大人との触れ合いを通して、社会規範を身に付けさせる。さらに、試練に対処し、身を守る知恵や精神力、問題解決能力を身に付けさせる。

## 2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定

いじめから、一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り巻く一人一人の大人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して行動しなければなりません。この決意を国民全体で共有し、風化させないために、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要です。

- いじめに対峙していくための基本的な理念を明示し、いじめを予防、発見し、その態様に応じた対策を採る体制を整備するため、次のような内容を含む法律の制定が必要である。
  - ・ いじめの定義を明らかにし、社会総がかりでいじめに対峙していく姿勢
  - ・ いじめを絶対に許さず、いじめられている子を全力で守る大人の責務
  - ・ いじめに向き合っていく体制（相談体制、関係機関との連携・協力）の構築
  - ・ いじめへの迅速かつ毅然とした対応（いじめの通報、被害者支援、加害者指導等）

### 3. 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。

いじめを早期に発見し、いじめられている子を社会全体で守っていくためには、学校がいじめ対策の方針を定めて明らかにし、子ども一人一人と向き合うことのできるチームとしての責任のある体制を整えるとともに、学校・家庭・地域・関係機関の緊密な連携体制を日頃から構築しておかなければなりません。

- 学校において、養護教諭を含めた教職員等によって迅速に対応できる相談体制を整備するとともに、実態把握のための定期的な調査を必ず実施する。
- 学校及び教育委員会は、家庭や地域社会、警察その他の関係機関との連携協力体制を整備することによって、いじめを予防するとともに、日頃から関係者の信頼関係の構築に努める。
- 教育委員会は、学校の取組を支援し、いじめ問題への適切な対応に努める学校や教職員を適正に評価する。教職員がいじめに対して、その態様に応じた適切な対応ができるよう、国及び教育委員会において教職員研修の充実を図るとともに、養成段階から専門的かつ実践的なスキルを育成する。また、いじめの態様に応じた解決の成功例やノウハウについて、国が教育委員会と連携して蓄積し、教育界全体で共有する。
- 国及び教育委員会は、学校における日常的な相談窓口として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を一層促進するほか、困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士や、インターネットを介したいじめに対応するためのICT等の専門家、教員や警察官の経験者、地域の人材等、多様な人材による支援体制を構築する。
- 子どもが孤立しないよう、担任だけでなく複数の教職員の目が行き届き、きめ細かく対応できる環境を整備するため、国及び教育委員会は、教職員配置を改善充実し、少人数指導・少人数学級の推進や生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置を進めるなど学校の取組を支援していく。教職員の多忙な実態を解消するため、校務運営の効率化を図る。
- 開かれた学校づくりの徹底や、教職員と地域の大人が協働で教育を推進する仕組みとして、国及び教育委員会はコミュニティ・スクールの導入など、地域とともにある学校づくりを積極的に推進する。

#### 4. いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う。

いじめられている子を何としても守り抜かなければなりません。いじめられている子を確実に救い、いじめている子に対しては毅然として適切で効果的な指導を行うよう、教職員等の関係者が採るべき対応をルール化し、迅速に対処すべきです。

その際、子どもとその家族のプライバシーの保護が最優先されなければなりません。直接関わる教職員や保護者のほか、マスコミ等の関係者の自制も求められます。

- 教職員、相談対応者、保護者等のいじめ発見者は、学校、教育委員会等に速やかに通報する。学校に通報してもなお解決されない重大な事案の場合には、第三者的な組織（第三者的立場から相談を受け、調整し、解決していくことができる組織）が、その解決を図る。保護者は、子どもから学校での様子や友人関係を聞くなどして、いち早くいじめのサインに気付くよう努める。
- いじめが確認された場合、学校は、いじめの実態を迅速かつ的確に捉えた上で、教職員による説諭、毅然とした指導などの教育的指導から警察等の関係機関と連携した対処まで、その実態に応じて最適な対応を行うようにする。
- 学校は、いじめられている子に対して、組織的体制により継続的にケアを実施し、守り抜く。いじめている子に対しては、段階的・継続的に教育的な指導を行うなど、責任を果たす。教育委員会は、問題の解決が図られるよう、学校及び教職員を全面的に支援する。保護者は、子どもの様子を注意深く見て、的確に助言するとともに、問題の解決が図られるまで、責任を持って子どもを見守る。
- 深刻ないじめが続き、教育上必要があると認めるときは、校長及び教員は、加害児童等への懲戒を行う。また、いじめられている子どもを守るため必要なときは、教育委員会は加害児童等の保護者に対し、当該児童等の出席停止措置等を実施する。その際、教育委員会は、出席停止措置等に係る児童等への十分な指導体制を整備するとともに、これらの措置を講ずる場合の基準や指導方針等を明確にする。学校は、あらかじめ保護者等に説明して理解を得る。
- 教育委員会及び学校は、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものは警察と連携して迅速に対処する。



## 5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定

体罰により、子どもの心身の発達に重大な支障が生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案は断じて繰り返してはなりません。もとより、体罰は法律により禁止されており、教育現場での体罰の禁止を更に徹底するとともに、社会全体として体罰が許されないことを共有化するべきです。

また、子どもの意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す部活動指導のガイドラインを国において策定し、全国の教職員や指導に携わる関係者の全てが適切に実践していくべきです。

○ 国及び教育委員会は、学校での懲戒として認められる対応と体罰の区別を明確に示すとともに、関係機関が率先して体罰根絶宣言を行うなど、体罰の禁止を徹底する。教員や部活動指導者による体罰に対しては厳正な対応で臨む。

○ 体罰による指導に陥らないよう、特に部活動において体罰の根絶を目指し、国は、子どもの自発的行動を促す部活動指導のガイドラインを策定する。

○ 国及び教育委員会は、部活動指導者の養成や教員研修において、体罰の禁止とともに、コーチングや各種のメンタルトレーニングなど、体罰や不適切な指導によらない適切な指導方法を体得できるよう徹底する。

○ 学校及び教育委員会において、体罰の実態を見逃さないよう、子どもや保護者が、体罰の訴えや、教員や部活動指導者との関係の悩みなどの相談をすることができる体制を整備する。

○ 教員や部活動指導者は、部活動において勝利至上主義に陥ることなく、子どもの生涯全体を視野に入れて、発達段階に応じた心身の成長を促すことに留意する。

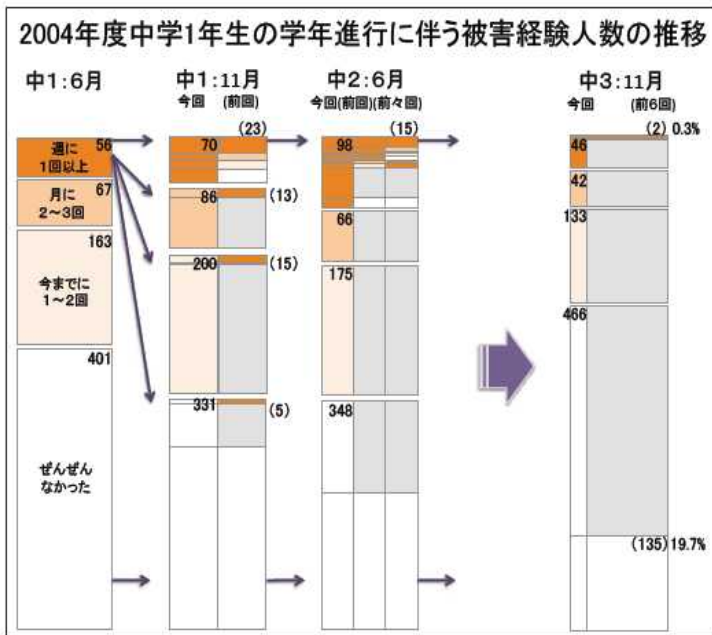
いじめの問題等への対応について  
(第一次提言)

参 考 資 料

# いじめの問題に関する資料

## いじめの理解

○ いじめは、どの子どもにも起きうるものである。



## <「仲間はずれ、無視、陰口」の被害経験>

### 調査対象:

大都市近郊の、住宅地・商業地・農地を含む地方都市における全小中学校19校在籍の小4以上の児童生徒全員

### 調査期間:

1998年から2009年

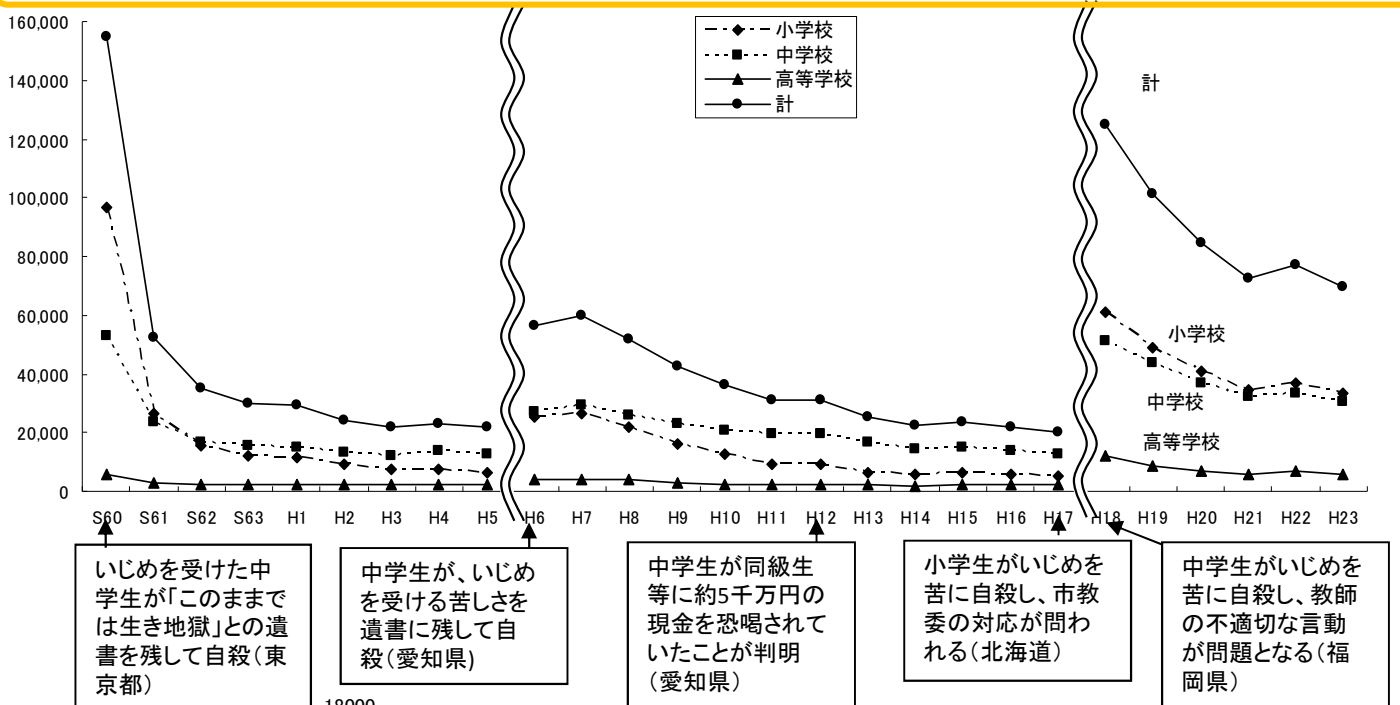
### 調査結果:

「週に1回以上」という高頻度の被害経験があると答えた生徒は毎回7~14%程度存在。それが半年後まで続くのは半分以下であり、被害者・加害者は大きく入れ替わっている。

※国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2007-2009」より。単位は「人数」。なお、図中の灰色部分は内訳を省略したことを示す。

## いじめの「認知」件数 経年変化

○ いじめを背景とした自殺事案の発生を受け、積極的な実態把握が行われるよう、平成6年度及び18年度にいじめの定義を変更。その直後の調査では、いじめの認知件数が増加。



いじめを受けた中学生が「このままでは生き地獄」との遺書を残して自殺(東京都)

中学生が、いじめを受ける苦しさを遺書に残して自殺(愛知県)

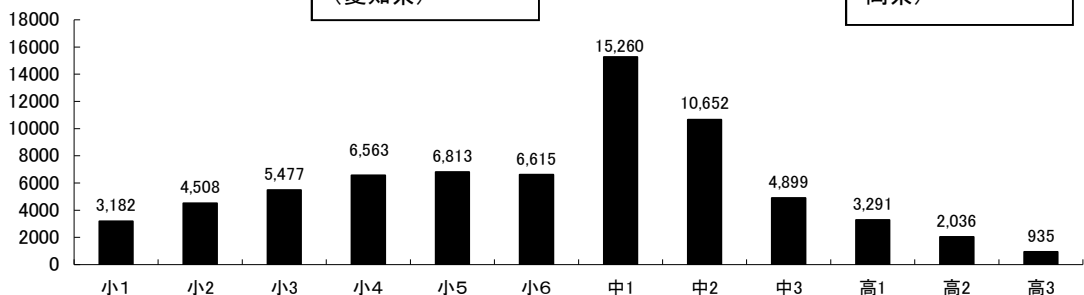
中学生が同級生等に約5千万円の現金を恐喝されていたことが判明(愛知県)

小学生がいじめを苦に自殺し、市教委の対応が問われる(北海道)

中学生がいじめを苦に自殺し、教師の不適切な言動が問題となる(福岡県)

## 学年別 いじめの認知件数 (国公立)

※平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より



# いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに 教育委員会及び学校の取組状況に関する緊急調査 (調査期間：平成24年4月から5～6ヶ月)

## いじめの認知件数及びいじめの問題への取り組み状況

○ いじめの認知件数は約**14.4万件**であり、うち重大事案の件数は**278件**であった。  
(調査対象期間：平成24年4月から5～6か月間)

### ① いじめの認知件数

(平成24年4月から5～6ヶ月間)

小学校	8.8万件
中学校	4.3万件
高校	1.3万件
特支	0.06万件
合計	<b>14.4万件</b>

参考)平成23年度問題行動等調査  
(平成23年度1年間)

小学校	3.3万件
中学校	3.1万件
高校	0.6万件
特支	0.03万件
合計	<b>7.0万件</b>

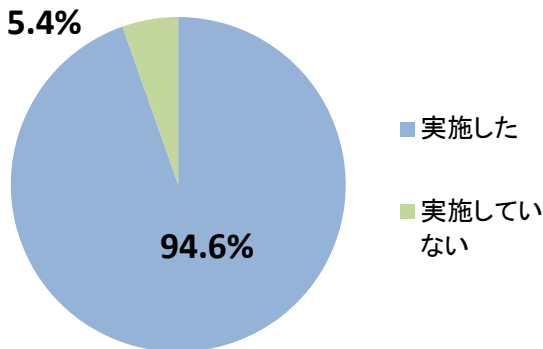
### ② 認知件数のうち、重大事案の件数

(いじめの認知件数のうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられる件数)

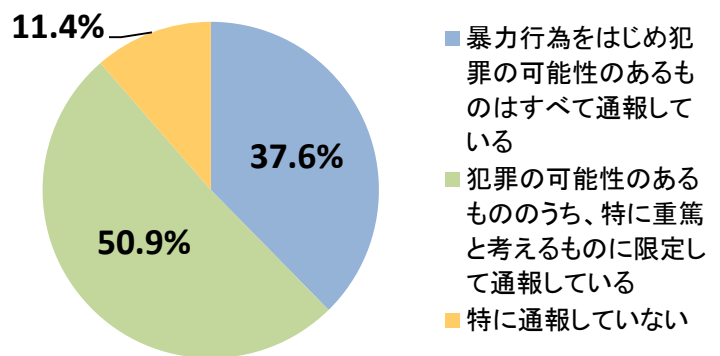
小学校	62件	中学校	170件	合計	<b>278件</b>
高校	41件	特別支援学校	5件		

### ③ いじめの問題への取組状況(アンケート調査・警察との連携・校内研修)

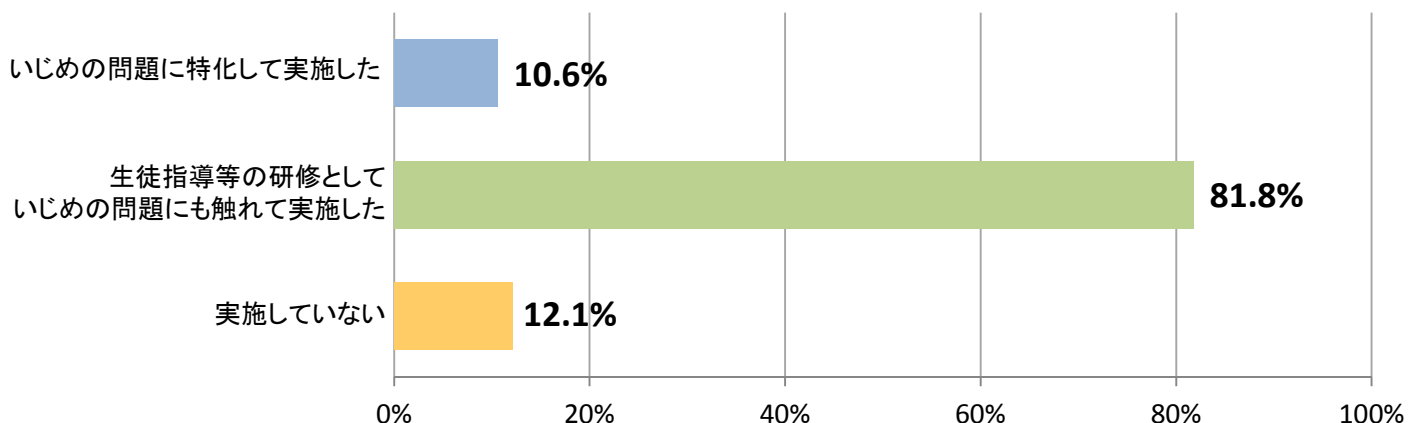
問 平成23年度中に、全児童生徒を対象とした、いじめの実態把握に関するアンケート調査を行いましたか。



問 犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応していますか。



問 平成23年度中に、いじめの問題に関する校内研修を実施しましたか。(複数回答可)



※「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」(調査期間：平成24年4月から5～6ヶ月間)より  
※平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(調査期間：平成23年4月から1年間)より

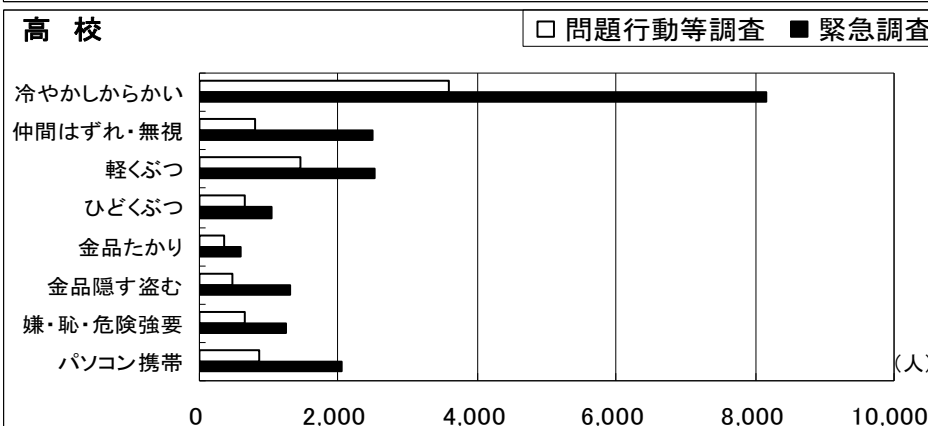
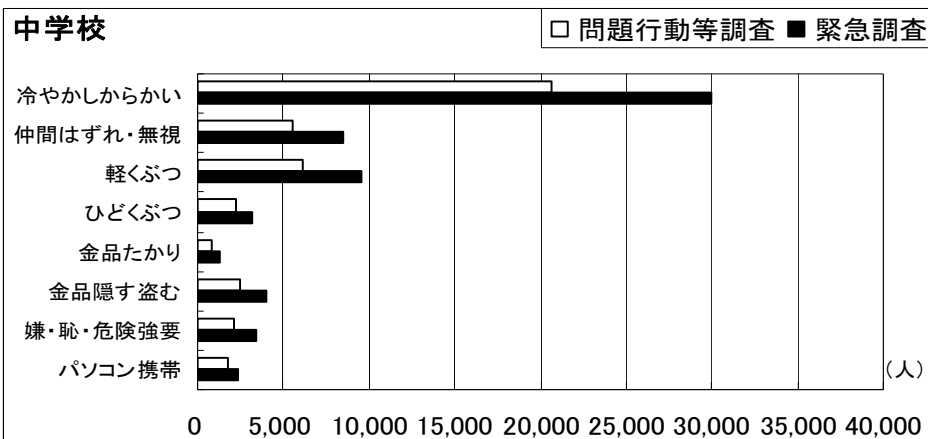
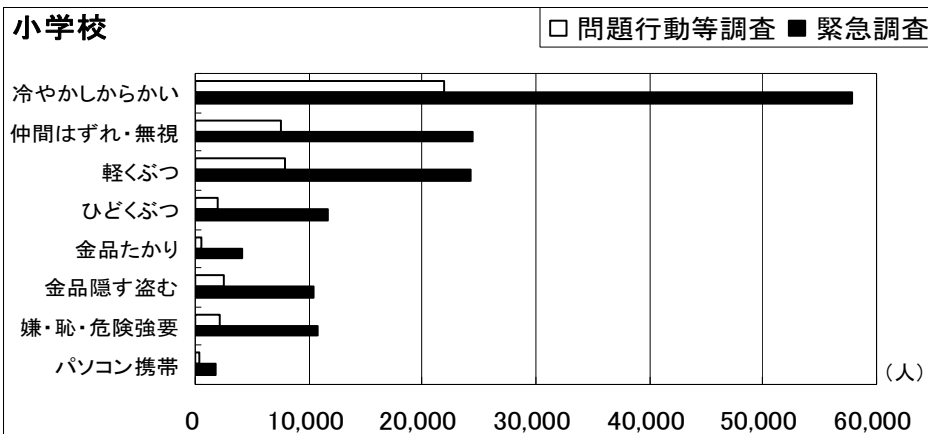
# いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに 教育委員会及び学校の取組状況に関する緊急調査 (調査期間：平成24年4月から5～6ヶ月)

## いじめの態様別の傾向分析 (H23年度問題行動等調査との比較)

- 問題行動等調査と比較すると、小学校の増加が特に顕著である。
- 平成23年度間と比較すると、いずれの項目も増加している。

### ※ いじめの態様(複数回答可)

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・その他



※参考：H23年度問題行動等調査  
平成23年度「児童生徒の問題行動等  
生徒指導上の諸問題に関する調査」  
(調査期間：平成23年4月から1年間)

# 可児市子どものいじめの防止に関する条例(概要)

(平成24年10月3日施行)

## ○ 目的

- ・ 子どもが安心して生活し学ぶことができる環境をつくります。

## ○ 基本理念

- ・ 子どもが安心して生活し、学ぶために可児市全体でいじめ防止に取り組みます。
- ・ 子どもたちは、日頃から思いやりをもって人間関係を築きましょう。

## ○ 責務

- ・ 市は、いじめの防止に取り組み、必要な施策を講じます。
- ・ 学校は、いじめの防止やいじめを把握したら早期に対策を講じます。
- ・ 保護者は、子どもにいじめは許されない行為であることを理解させます。
- ・ 市民及び事業者は、地域において見守り、声かけ等をして、いじめを発見した時は市や学校に通報、相談します。

## ○ 取り組み

- ・ 市と学校は、いじめ防止の啓発、人権教育の取り組みを行います。
- ・ 市は、いじめ防止及び解決に向けた取り組みの支援をします。
- ・ 学校は、子どもがより良い人間関係をつくるための支援をします。
- ・ 市は、いじめを早期発見、対応するために、通報、相談ができる取り組みを行います。
- ・ 学校は、子どもの状況を把握し、安心して相談できる取り組みを行います。

## ○ いじめ防止専門委員会の設置

- ・ 弁護士や臨床心理士などの専門家が委員となり、通報及び相談のあった事案について調査、助言、支援などを行います。

## ○ 是正要請

- ・ 市長は、必要と認めるときは是正要請します。

## ○ 委員会への協力

- ・ 学校、保護者、市民、事業者及び関係機関は、委員会の活動に協力します。

## ○ 報告・公表

- ・ 委員会は、市長に活動状況等を報告します。市長は、報告の内容を市民に公表します。

# アメリカの州におけるいじめ対策法制定の動向

〔本資料は、井樋三枝子「アメリカの州におけるいじめ対策法制定の動向」、p147-165『外国の立法』252号(2012.6)等をまとめたもの。〕

## 経緯

学校におけるいじめに対応するための州の立法措置は、1994年のヴァーモント州によるものを始めとして、2000年以降、各州におけるいじめ対策法の制定が急激に増え、全米50州中49州で、いじめ対策法が制定されている（2013年2月現在）。

## 各州のいじめ対策法の主要要素

- 連邦教育省が2011年にまとめた報告書によれば、各州のいじめ対策法の主要要素は、以下のとおり。
  - (1) 禁止事項の明示と目的の表明  
いじめは決して許されないものと定義すること。
  - (2) 学校におけるいじめの範囲
  - (3) 禁止行為の規定
  - (4) 被害者になりやすい特徴の列挙
  - (5) 学校区いじめ対策方針の策定と適用
  - (6) 学校区いじめ対策方針の評価
  - (7) 学校区の方針の要素・内容  
定義、いじめの通報、いじめの調査と対応、記録、いじめに対する懲戒、カウンセリングやメンタルヘルス等を行う者への委託。
  - (8) 情報伝達の実施  
いじめへの対応結果等について、生徒、生徒の家族等に対して通知する手続。
  - (9) 訓練及び予防  
いじめを予防し、発見し、これに対応するための訓練を、教職員等に対して行うこと。
  - (10) 透明性と監視  
報告されたいじめの発生件数や対応策を州に報告すること等。
  - (11) 他の法令で保障される権利への言及  
いじめ対策法等は、被害者が他の法的救済を求めることの可能性を排除しないこと。
  
- 以上の主要要素については、ほとんどの州法において規定される要素（上記の(2)、(3)、(5)、(7)のうちのいじめに対する懲戒等）もある一方、多くの州で規定のない要素（(7)のうちのカウンセリング等の委託等）もある。主要要素を全部規定しているとみられる州は、2州。

# いじめ問題への的確な対応に向けた学校と警察との連携について

(平成 25 年 1 月 24 日 文部科学省通知の概要)

いじめ問題に的確に対応していくことについて、平成 25 年 1 月 24 日付けで、警察庁より各都道府県警察に対し発出された以下の内容の通達を受け、学校及び教育委員会等においても、主体的に警察と連携・協力して、同通達に対応した取組を進めるよう、文部科学省から通知されたところ。

## 1 学校におけるいじめ問題への対応に関する基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含む。）がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとっていかなければならない。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査、補導等の措置を積極的に講じていく必要がある。

## 2 いじめ事案の早期把握

少年相談活動等のほか、学校等との情報共有態勢の構築及びスクールサポーター（警察官OB等）の活用による連携強化等を通じて、いじめ事案の早期把握を推進する。

## 3 把握したいじめ事案への適確な対応

事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しつつ、下記に配意して適確な対応を行う。

- (1) 被害少年の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、迅速に捜査等に着手する。
- (2) (1)に当たらない事案でも、被害少年又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、原則として被害の届出を即時受理した上、捜査等を推進する。
- (3) (1)及び(2)のいずれにも当たらない事案については、一義的には教育現場における対応を尊重することとし、必要に応じて、学校等を適切に支援するほか、加害少年に注意・説諭する。ただし、学校等の指導に十分な効果が見られないような場合には、必要に応じて、警察としてのより主体的な対応を検討する。



# 道徳教育に関する資料

## 基本的な考え方

- 学校における道徳教育は、「道徳の時間」を要に学校の教育活動全体を通じて実施

小学校学習指導要領(平成20年3月告示)(抄)

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏(い)敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓(ひら)く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

## 道徳教育の目標及び内容

- 道徳教育の目標は、学習指導要領第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこと。
- 道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する。
- 道徳教育の内容として、①自分自身、②他の人とのかかわり、③自然や崇高なものとのかかわり、④集団や社会とのかかわりという4つの視点から具体的な内容項目を提示。

## 新学習指導要領における改善のポイント

平成20年3月に公示した小・中学校の新学習指導要領では、改正教育基本法の理念を踏まえ、道徳教育を一層充実する観点から以下の点を中心に改善。

- 各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童生徒の発達の段階等に応じた指導内容の重点を明確化。

### <小学校>

低学年：あいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと

中学年：集団や社会のきまりを守り、身近な人と協力し助け合う態度を身に付けること

高学年：法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつこと

### <中学校>

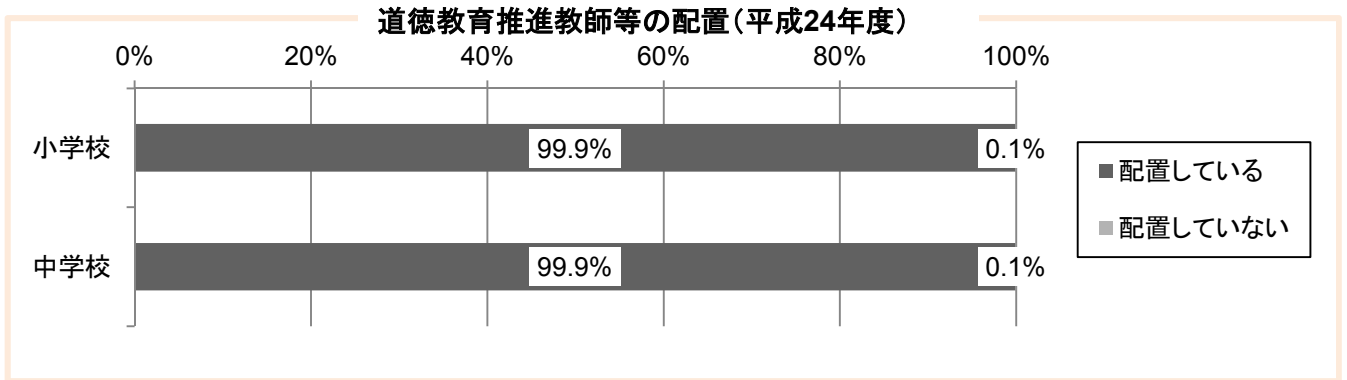
自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすること

- 児童生徒が感動を覚える教材の開発・活用を規定
- 校長の方針の下で道徳教育の推進を主に担当する「道徳教育推進教師」を中心とした指導体制の充実を規定
- 道徳の時間の授業公開、家庭や地域社会との共通理解・相互連携を規定

## 道徳教育の現状

### 道徳教育推進教師等の配置(平成24年度)

○新学習指導要領で校内の道徳教育の指導体制の中心と位置付けられた「道徳教育推進教師」等は、小学校、中学校とも99.9%と、ほとんどの小・中学校で配置されている。



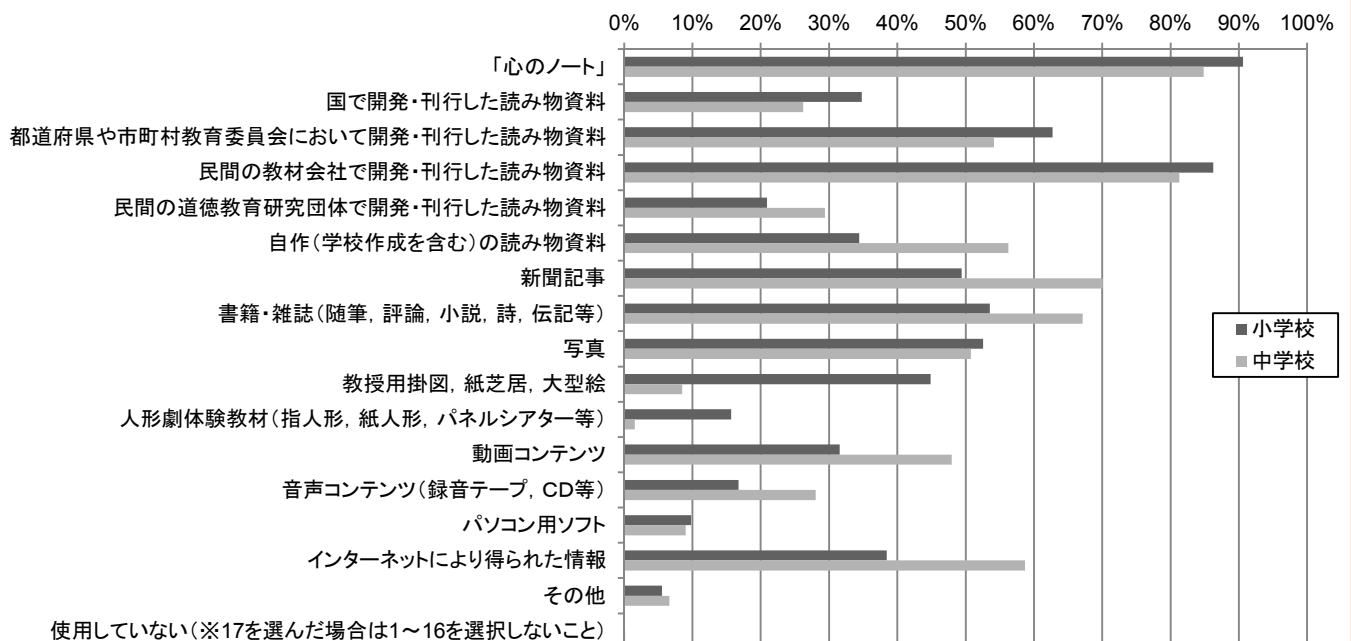
### 道徳の時間の授業時数(平成23年度)

○道徳の時間の授業時数(標準35単位時間)は、全国平均で、小学校35.7単位時間、中学校35.1単位時間であり、小・中学校とも標準授業時数を上回っている。

### 道徳の時間に使用する教材(複数回答可)

- 道徳の時間に使用する教材としては、「心のノート」が最も多く小学校で90.6%、中学校で84.9%となっている。
- 次いで、民間の教材会社で開発・刊行した読み物資料が小学校で86.3%、中学校で81.3%となっている。
- そのほか、小学校では「都道府県や市町村教育委員会において開発・刊行した読み物資料」の使用が62.7%、中学校では「新聞記事」の使用が70.1%と多くなっている。

### 道徳の時間に使用した教材(平成23年度)



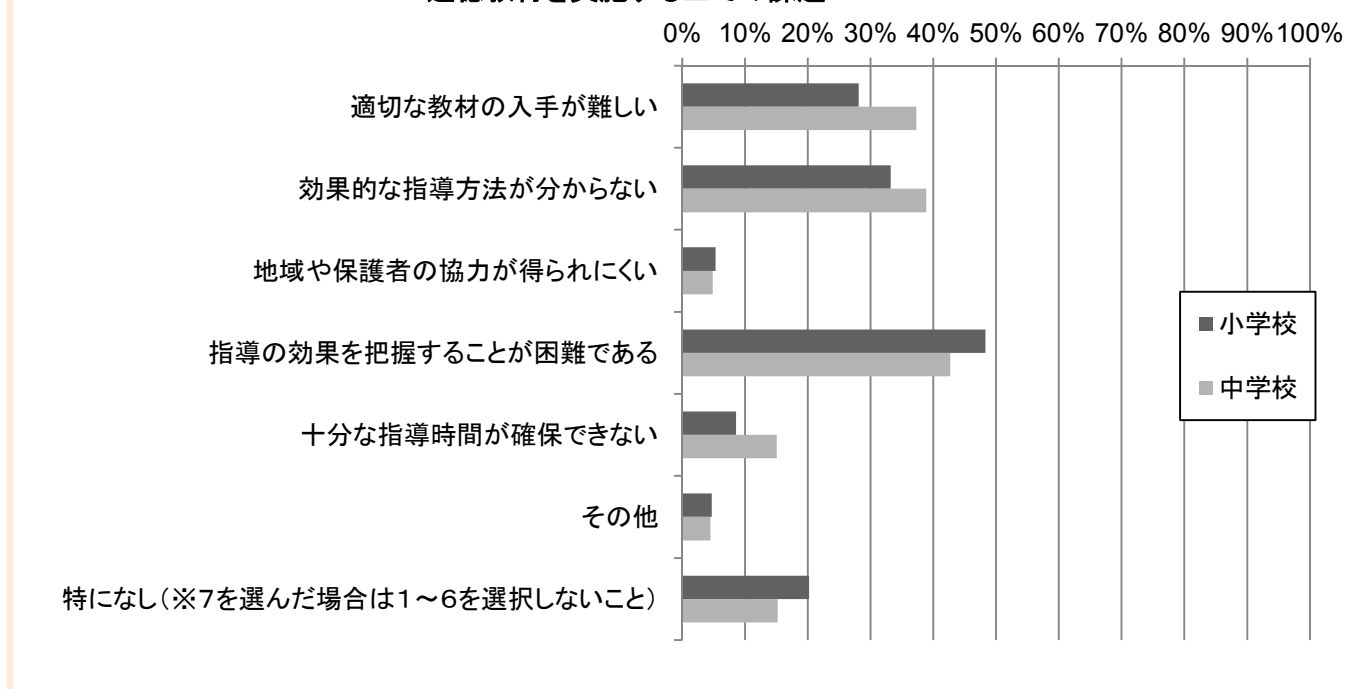
(出典)道徳教育実施状況調査…平成24年5月～6月実施。公立小中学校を対象。

## 道徳教育を実施する上での課題(複数回答可)

○小中学校ともに、以下のような課題が挙げられている。

- ・指導の効果を把握することが困難 (小学校48.3%、中学校42.7%)
- ・効果的な指導方法が分からない (小学校33.2%、中学校38.9%)
- ・適切な教材の入手が難しい (小学校28.1%、中学校37.3%)

道徳教育を実施する上での課題



# 体罰の問題に関する資料

## 体罰に係る懲戒処分等の状況

### 1. 体罰に係る懲戒処分等の状況(23年度)

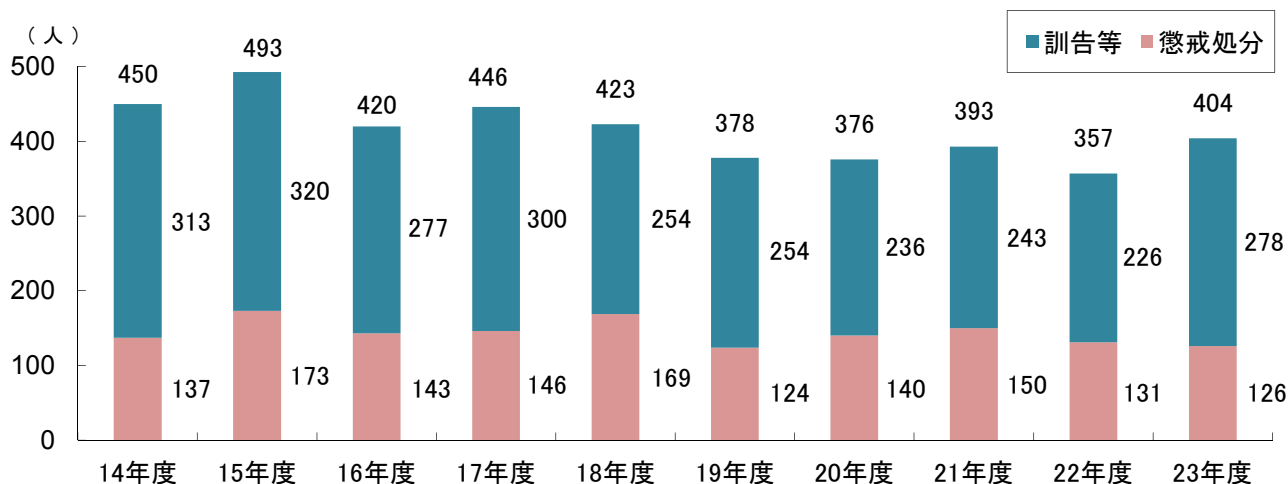
懲戒処分等数	懲戒処分の種類				合計 (5)	訓告等 (187)	諭旨 免職 —	総計 (192)
	免職 —	停職 20	減給 52 (2)	戒告 54 (3)				
					126 (5)	278 (187)	—	404 (192)

(注) ( )は、非違行為を行った所属職員に対する監督責任により懲戒処分等を受けた者の数で外数。

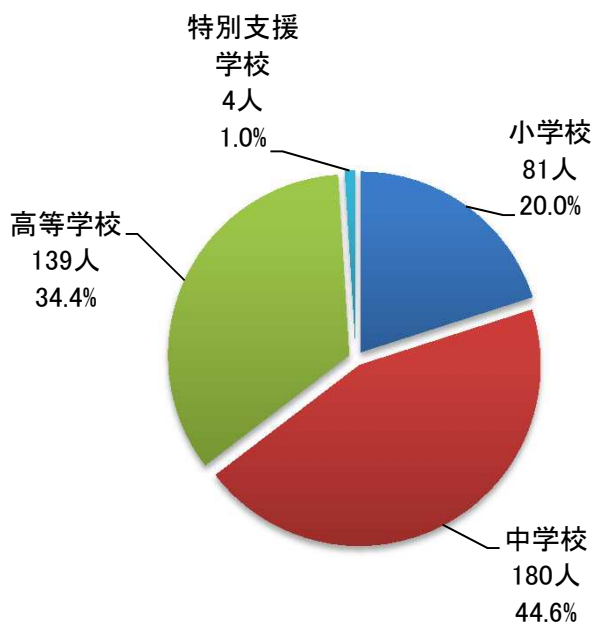
(調査対象)

平成23年度中における、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に対してなされた懲戒処分等。

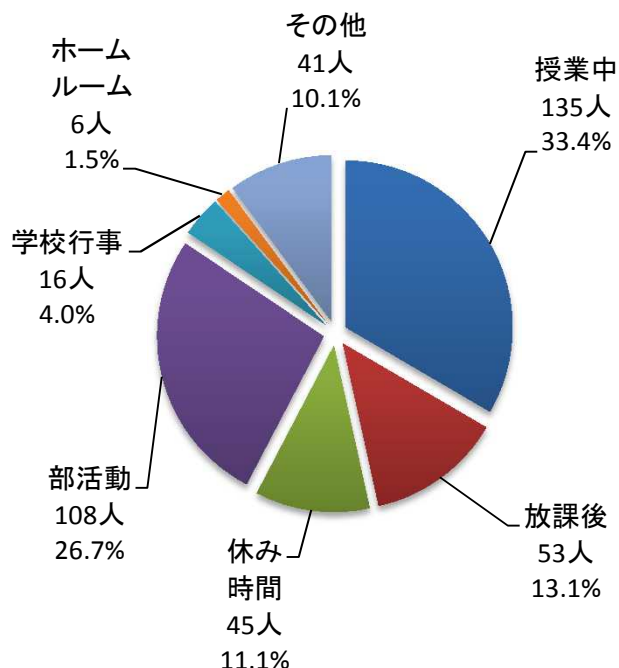
### 2. 体罰に係る懲戒処分等の推移(過去10年間)



### 3. 被処分者の学校種別構成(23年度)



### 4. 体罰時の状況(23年度)



## 体罰の禁止について

### ○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

#### 第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

### ○「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(平成19年2月5日初等中等教育局長通知(18文科第1019号))

#### 3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員(以下「教員等」という。)は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持っていない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与える懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」(昭和23年12月22日付け法務庁法務調査意見長官回答)等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」(別紙)を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

### ○学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方(別紙)

#### 1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
  - 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。
  - 授業中、教室内に起立させる。
  - 学習課題や清掃活動を課す。
  - 学校当番を多く割り当てる。
  - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにはやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

## 教育再生実行会議の開催について

〔平成25年1月15日  
閣議決定〕

### 1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### 2. 構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

### 3. その他

会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

## 教育再生実行会議 構成員

安倍	晋三	内閣総理大臣
菅	義偉	内閣官房長官
下村	博文	文部科学大臣兼教育再生担当大臣
(有識者)		
大竹	美喜	アフラック(アメリカファミリー生命保険会社)創業者・最高顧問
尾崎	正直	高知県知事
貝ノ瀬	滋	三鷹市教育委員会委員長
加戸	守行	前愛媛県知事
蒲島	郁夫	熊本県知事
◎ 鎌田	薫	早稲田大学総長
川合	眞紀	東京大学教授、理化学研究所理事
河野	達信	全日本教職員連盟委員長
佐々木	喜一	成基コミュニティグループ代表
鈴木	高弘	専修大学附属高等学校校長
曾野	綾子	作家
武田	美保	スポーツ／教育コメンテーター
○ 佃	和夫	三菱重工業株式会社代表取締役会長
八木	秀次	高崎経済大学教授
山内	昌之	東京大学名誉教授、明治大学特任教授
		座長◎、副座長○
(オブザーバー)		
遠藤	利明	衆議院議員
富田	茂之	衆議院議員